

「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令」の一部改正について

令和 3 年 3 月
経 済 産 業 省
産 業 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

1. 改正の背景及び概要

- 電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第39条第1項において、事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を、主務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならないとされており、発電用火力設備が満たすべき技術的要件については、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第51号。以下「火技省令」という。）で定めている。
- 近年、1 MPa 未満の低圧のガス（木質チップのガス化や家畜糞尿の発酵によるメタンガス発生等）を利用した発電設備の導入が拡大しており、一部では事故も発生しているが、バイオガスを用いた発電設備に係る技術基準は明確化されていない。
- こうした背景を踏まえ、第21回 産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会において、バイオガス発電設備に係る発電用火力設備の技術基準の整備について審議を行い、火技省令及び火技解釈において、バイオマスガス発電設備に係る技術基準を明確化すべきとの結論が得られたところ。
- これらを踏まえ、ガス事業法におけるガス工作物と同等の工作物であるバイオマスガス発電設備のガス設備に対し、まずは火技省令中にガス工作物の技術基準を準用する形で改正するものである。

2. 今後のスケジュール

令和3年2月26日 公布・施行